

## 石川県社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会について

## 1 分科会の概要

- ・ 社会福祉法第 11 条第 1 項に基づく義務設置
- ・ 3 年に一度の民生委員一斉改選の際に、市町から推薦を受けた候補者の適否を審査
- ・ 民生委員関連事業等についての意見具申

## 2 R4 開催状況

- ・ 1 回目 (R4. 9. 27)  
審議事項：民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に係る候補者の適否について  
民生委員法第 7 条第 2 項の規定に基づき、民生委員として適当と認める者を厚生労働大臣に推薦するため、審査を行った。  
報告事項：なし
- ・ 2 回目 (R4. 11. 21) (書面開催)  
審議事項：民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に係る候補者の適否について  
民生委員法第 7 条第 2 項の規定に基づき、民生委員として適当と認める者を厚生労働大臣に追加推薦するため、審査を行った。  
報告事項：なし
- ・ 3 回目 (R5. 3. 20) (予定)  
審議事項：なし  
報告事項：①民生委員・児童委員の一斉改選結果について  
一斉改選の結果を踏まえ、民生委員の市町別や年代別等の委嘱数を報告する。  
②県の主な民生委員関連事業について  
令和 5 年度の民生委員関連事業の概要について説明する。